

必ず保護者の方に渡してください！！

## 「就学支援金制度」のお知らせ

- 平成26年度から県立高校の授業料は、原則 **有償** です。  
ただし、就学支援金制度に該当する場合は、授業料を負担していただく事はなくなります。  
(支援金の家庭への支給はなく、授業料を徴収しないこととなります。)  
また、令和7年度は、臨時支援金制度が設けられ、該当しない場合も、申請をしていれば、授業料を負担していただく事はなくなります。
- 就学支援金の申請は、**オンライン申請** (パソコンやスマートホンの利用) により行うことができます。

## 就学支援金申請マニュアル等

以下のURL、またはQRコードから確認してください。

[https://cms1.chiba-c.ed.jp/sodeko/page\\_20250818045320](https://cms1.chiba-c.ed.jp/sodeko/page_20250818045320)

就学支援金・臨時支援金マニュアル



## ◆就学支援金が受給できるのは、以下の基準を満たす世帯となります

課税標準(所得)額×6%－市町村民税の調整控除額※ &lt; 304,200円

※政令市(千葉県では千葉市)の場合は市町村民税の調整控除額に3/4を乗じる。

審査では保護者(父母等)の合算により判断します。

上記算定で使用する税額は、マイナンバーを使用した情報照会により取得できます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請の際にマイナポータルから税額を取得することができます。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方は、オンライン申請でマイナンバーを入力していただく必要があります。

※オンライン申請でマイナンバーの入力が出来ない場合には、個人番号カードの写し等の提出が必要です。

※ここでの父母は、子の監護関係によるものではなく、**親権を行う方**になります。

- ・(保護者(親権者)のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の場合)

**受給対象となる目安は年収910万円未満の世帯**です。(各種控除等は世帯ごとに異なるためあくまで目安です。)

- ・市県民税の特別徴収税額決定通知書(会社員の場合)で確認できます。

**税の申告(確定申告、年末調整等)を行っていない方は税額の確認ができません。****審査ができず、就学支援金又は臨時支援金の支給を受けられません。**

## ◆就学支援金申請時に必要なもの

- ①ログインID通知書及び操作マニュアル
- ②オンライン申請でマイナンバーの提出が出来ない場合は、保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類(個人番号カード(写)等貼付台紙及び個人番号カードの写し、通知カードの写し、個人番号が記載された住民票等の写し等)  
親権者を除く生計維持者の場合は、保険証の写し等生徒との関係性を示すものを併せて提出(保険証番号がある場合は黒塗りしてください)

お問い合わせ先： 千葉県立袖ヶ浦高等学校 事務室 電話0438-62-7531 (平日 8:20~16:50)

千葉県教育庁企画管理部財務課財務指導室 電話043-223-4094 (平日 8:30~17:00)